

注意喚起への都道府県の対応状況（平成 25 年春季）

I. 注意喚起実施体制の整備状況

- ・ 46 自治体で注意喚起実施体制を整備済み

※未 定 …… 東京都（引き続き PM2.5 濃度の推移を見守っていく）

II. 運用状況（体制整備済みの 46 自治体の回答を基に作成）

1. 指針となる値の考え方

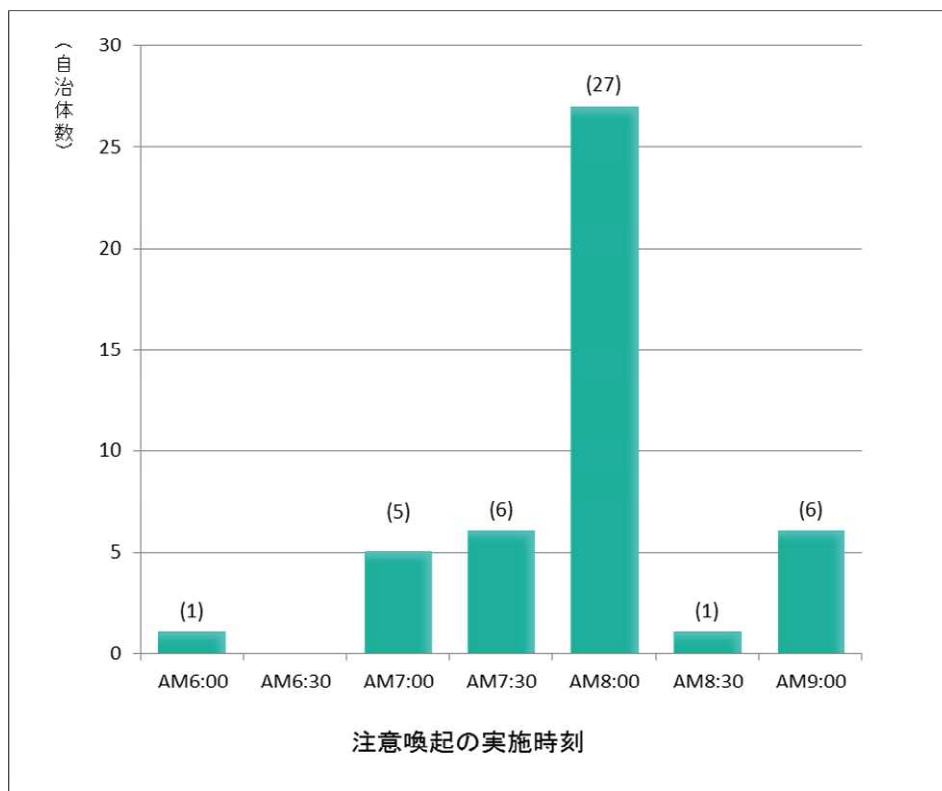
- ・ 全ての自治体が 1 日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を採用

※ なお、鳥取県は上記に加えて日平均値で $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超のおそれがある場合も情報提供。

2. 注意喚起を行う時刻

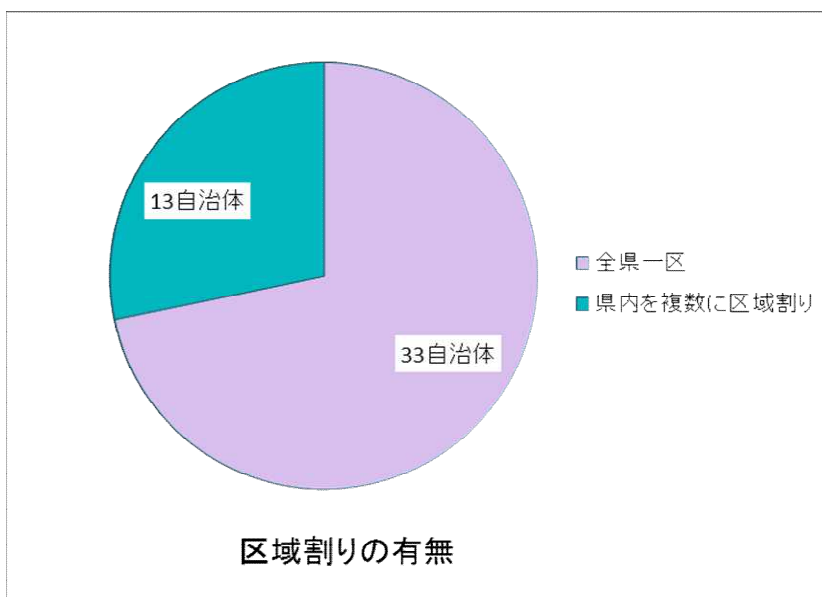
- ・ 注意喚起を実施する時間帯で最も多いのは 8 時。（27 自治体）
- ・ 39 自治体（84.8%）が朝 8 時までに注意喚起を実施。
- ・ 午前 9 時までには、全ての自治体で注意喚起が行われる。

※ 自治体によっては、これ以降の時刻にも注意喚起を行う場合がある。



3. 地域割り

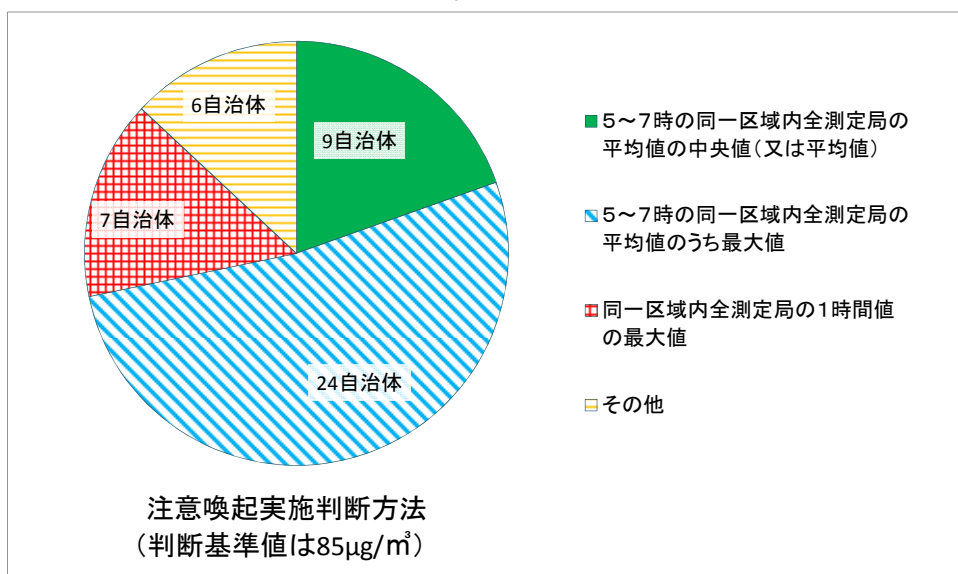
- ・ 33 自治体(71.7%)の自治体が自治体内を同一区域と見なしている。
- ・ その他の自治体は自治体内を 2～8 区域に分割。



4. 判断方法

4-1 早朝の判断

- ・ 5時、6時、7時の1時間値の平均値について、同一区域内の全ての測定局を対象として中央値（平均値）で判断しているのは9自治体（19.6%）
- ・ 5時、6時、7時の1時間値の平均値について、同一区域内の全ての測定局を対象として最高値で判断しているのは24自治体（52.2%）
- ・ 早朝（多くの自治体では5時、6時、7時のいずれか）の1時間値が、同一区域内のどこか1局でも超えた場合に注意喚起を行っているのは7自治体（15.2%）
- ・ その他、5時、6時、7時の1時間値（の平均値）の上位2局を超えた場合に注意喚起する自治体等がある。



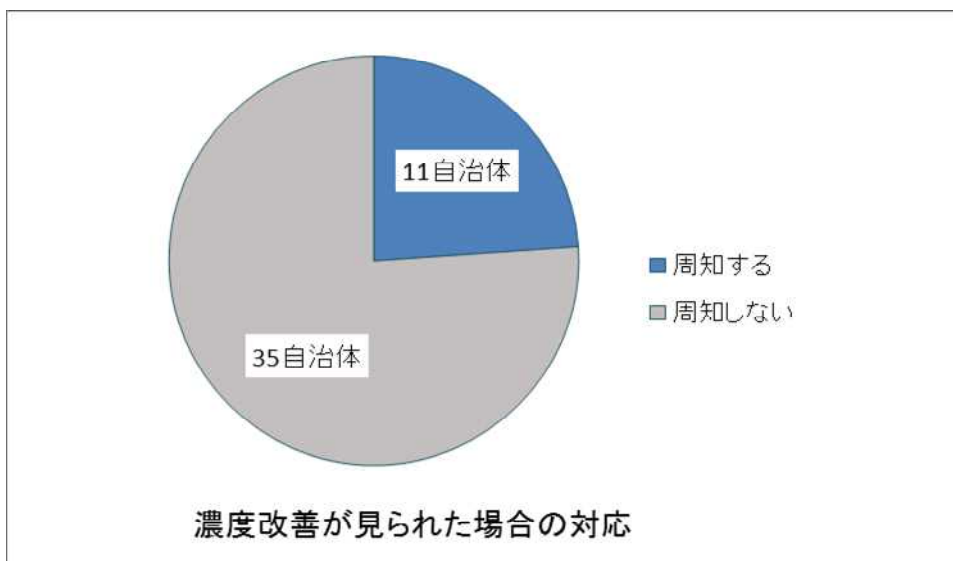
4-2 早朝以外（午後など）も注意喚起を行っている自治体

- ・早朝以外（午後など）も注意喚起を行っているのは7自治体。
その判断基準の種類は以下の通り。

判断基準（注意喚起対象区域・時間・測定値）	自治体数
日中の同一区域内測定局の1時間値平均値（3時間平均値）が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	3自治体
日中の同一区域内測定局のいずれかの1時間値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	2自治体
日中の同一区域内測定局のいずれかの1時間値が、2時間連続で $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	1自治体
日中の同一区域内測定局の1時間値の濃度上昇や気象状況により、1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想する場合。	1自治体

5. 改善した場合の周知の有無

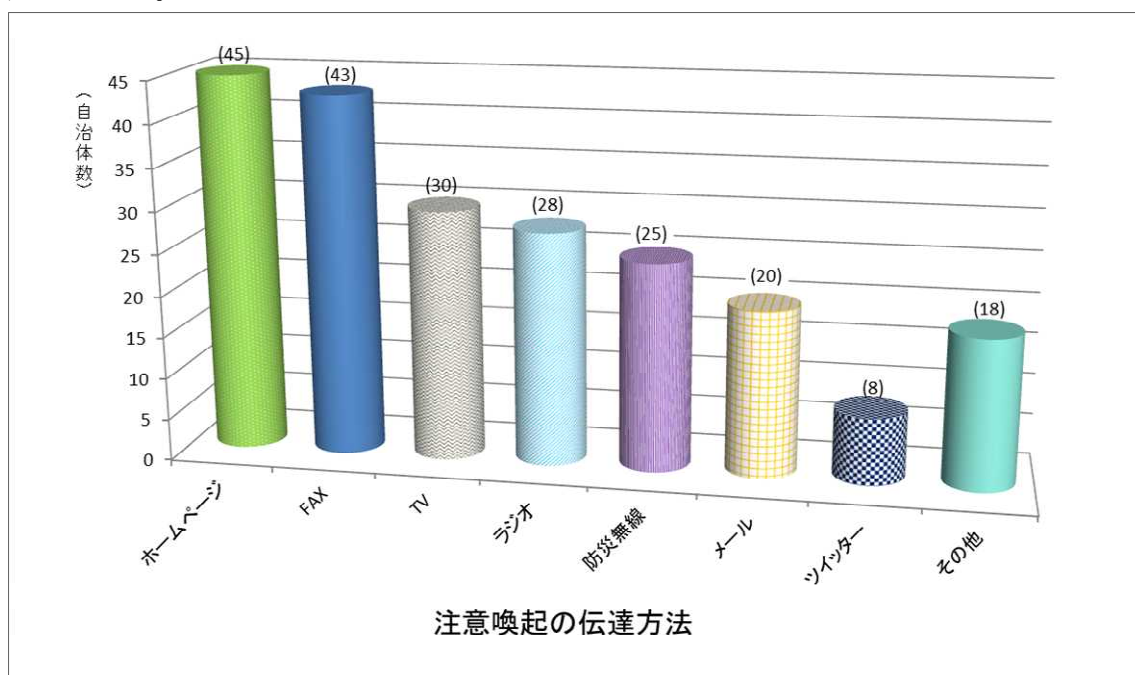
- ・35自治体（76.1%）が実施しないこととしている。
- ・実施する自治体は全て1時間値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回った時点で解除の周知をしている。



6. 注意喚起の周知方法（複数選択）

- ・市民への周知に関しては、ホームページを利用する自治体が最も多く 45 自治体（97.8%）である。その他、テレビ 30 自治体（65.2%）、ラジオ 28 自治体（60.9%）、防災無線 25 自治体（54.3%）、メール 20 自治体（43.5%）、ツイッター 8 自治体（17.4%）。
- ・43 自治体（93.5%）で、関係機関への周知を目的として FAX^{*}を利用。FAX を用いていない自治体でも、防災メールや電話等で関係機関へ確実に注意喚起実施の事実を伝達する仕組みとなっている。
- ・その他に、広報車、テレホンサービス、ブログ等を用いた周知も行われている。

※高感受性者への具体的な周知方法の主な例としては、県から FAX で県の関係機関や市町村に周知し、県の関係機関や市町村から保育所、幼稚園、学校や社会福祉施設へ周知される。



7. 注意喚起の周知内容

- ・国の指針に記載した「 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。（高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる）」という内容の周知に加えて、「市販のマスクの着用も一定の効果があります」、「屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にするなどにより、外気の侵入をできるだけ減らしてください。」など内容を追加している自治体も見受けられる。